

細則　《サークル活動費用助成規約》

《サークル活動費用助成規約（「会則第4条（1）住民相互の親睦」の細則）》

（目的）

第1条　趣味・スポーツ等を通じ町内会会員相互の親睦を図り、明るく楽しい町づくりを目的とする。

（サークルの結成）

第2条　サークルは稲荷台3丁目町内会会員であれば、自由に結成できるものとする。

サークルの結成は5名以上の参加を原則とする。

（活動費用の助成）

第4条　①町内会は、サークル活動の費用について、年間20,000円を限度として助成金を支給する。

②助成の対象となる活動費用は、サークル活動のために支出したすべての費用とし、講師謝礼や会場費等の他、次のものも対象とする。

- ・備品、工具、器具購入費用
- ・材料費
- ・懇親会費、茶菓代
- ・交通費(領収書がない場合、目的・経路・金額を明記して請求する)

（活動費助成の申請と結果報告）

第5条　①活動費用の助成を受けようとするサークルは、理事会に対し、事業計画書（経費予算を含む）を理事会に提出する。事業計画書の提出を以て申請とする。

②当該サークルは、年度末までに事業実績報告（経費実績を含む）を理事会に対して提出をする。サークルを継続し助成を受けようとする場合は合わせて次年度事業計画書を提出する。

（理事会の対応）

第6条　理事会は、事業計画書の相当性を審査の上、助成額を決定し交付する。

活動実績報告を審議・監査して、不適正が認められる場合は、助成金の返還を求める。

（改廃）

第7条　この規約の改正は、理事会の決議によるものとする。

（本細則適用日）

第8条　この規約は令和3年4月1日より、遡及して適用する。